

○内閣府令第 号  
農林水産省

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 齋藤 健

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第三十四条 「略」 〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 〔一〕六 略〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔8〕15 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第三十四条 「同上」 〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」 〔一〕六 同上〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔8〕15 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年<sup>大蔵省</sup>農林水産省<sup>令</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(連合会の子会社となる専門子会社の業務等) 第二十七条 「略」 〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第八十七条の三第一項第六号の二(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 〔一〕六 略〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔8〕19 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(連合会の子会社となる専門子会社の業務等) 第二十七条 「同上」 〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔8〕19 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第三条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年<sup>内閣府</sup>農林水産省<sup>令第十六号</sup>)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第九十五条 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社</p> <p>八 「略」</p> <p>〔6〕13 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第九十五条 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」</p> <p>〔6〕13 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年 月 日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下この条において「旧産競法」という。）第二十六条第一項の認定を受けている会社及び旧産競法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係る第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第七項第七号、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第七号及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第九十五条第五項第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この命令の施行後に改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社及び

改正法附則第十一条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産競法第二百一十一条第一項の認定を受けた同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係る第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第七項第七号、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第七号及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第九十五条第五項第七号の規定の適用については、なお従前の例による。